



婚姻等を機に、
新居において、新生活をスタートさせた世帯へ、
助成金を交付します!

新婚

パートナーシップ宣誓

若者

新生活

新居

渋川市への転入による人口増加を図り、転出による人口減少を抑制し、将来の定住に繋げることを目的に、婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に新居において新生活を開始した世帯に対し、住居費や引越費用等新生活開始のための経済的負担を支援するため、助成金を交付します。

1世帯10万円、移住加算最大10万円、最大20万円を助成!

*婚姻日等の6か月前から助成金申請日までに転入した場合、移住加算としてお一人につき5万円を加算します。



(1) 対象となる世帯

婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に渋川市内の新居において新生活を開始した世帯

(2) 対象となる条件 ※いずれにも該当する世帯が条件となります。

- ① 婚姻等をし、渋川市内に住民登録をし、定住すること。
- ② 申請日の年齢が、お二人とも40歳未満であること。
- ③ 婚姻日等の前後6か月の間に、転居届又は転入届による住所異動を行った二人の世帯員及びその一方或いは双方の扶養義務のある子どものみにより、渋川市内の住宅等（工事請負契約若しくは売買契約により取得した住宅又は賃貸借契約により借り受けた住宅）において、新生活を開始していること。
- ④ 婚姻日等から6か月を超えていないこと。
- ⑤ これまでに、「渋川市移住定住新生活応援事業助成金」及び「渋川市新生活応援事業助成金」の交付を受けていないこと。
*一度限りの交付となります。
*お二人のうち、お一人でも交付を受けていると申請をすることができません。
- ⑥ 「渋川市移住者住宅支援事業助成金」及び「渋川市移住支援金」の交付を受けていないこと。
- ⑦ 納入義務を有する市区町村税の未納がないこと。
- ⑧ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

*「婚姻日等」は、婚姻により戸籍上の夫婦関係となった日またはパートナーシップ宣誓をした

カップルがパートナーシップ宣誓書の受領証を交付された日をいいます。

(3) 助成額

1世帯当たり 10万円を助成します。

(4) 加算額

婚姻日等の6か月前から助成金申請日までに転入した場合、お一人につき5万円を加算します。

※ 渋川市民であったことのない者が転入して定住する、又は就職や就学等のために渋川市民でなくなった日から1年以上経過した後に再び転入して定住する場合に限ります。

(5) 申込受付開始

令和6年4月1日（月）から（予算に達した時点で終了となります。）

(6) 申請時の提出書類について

助成金の交付を受けようとする人は、次の書類を 渋川市役所市民協働推進課窓口 まで提出してください。

*「(2) 対象となる条件」を全て満たした状況で、必要書類の準備ができてから申請してください。 なお、証明類は取得からおおむね3ヶ月以内のものをご用意ください。

【 提出書類 】

- ① 申請書 **〔※注1〕**
- ② 戸籍謄本（全部事項証明）
- ③ パートナーシップ宣誓書受領証の写し（該当者）
- ④ 住民票の写し（世帯全員及び続柄が記載のあるもの。）
* 転入による加算がある場合、渋川市へ転入する前の住所がわかるもの。
- ⑤ 市区町村税の未納がないことの証明書（お二人の直近の完納証明書、非課税証明書又はそれらに準ずるもの。） **〔※注2〕**
* 転入による加算がある場合、渋川市へ転入する前の住所地で発行される最新のものも提出してください。
- ⑥ 賃貸借契約書、工事請負契約書又は売買契約書の写し（申請者が契約者であること）
- ⑦ その他（市長が必要と認める書類）

〔※注1〕 渋川のホームページ、渋川市役所市民協働推進課（本庁舎2階）にあります。

〔※注2〕 前年度の賦課期日に住民登録していた市区町村のもの。
完納証明書を発行していない市区町村の場合は、市区町村税の滞納がないことの証明書（最新の納税証明書など）を提出してください。



《 問い合わせ 》

渋川市役所市民協働推進課
（本庁舎2階）

☎ 0279-22-2401（直通）